

第2節 ひとり親家庭、寡婦および女性の福祉

1 手当・助成制度・貸付資金等

(1) 児童扶養手当

母子家庭の母親、父子家庭の父親、または養育者等であって、次の対象児童を養育している方に支給します。

- 対象児童 ①0～18歳（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の児童
- ②20歳未満で、中度以上の障害のある児童

ただし、所得制限やその他の要件があります。

手当額および所得制限の限度額は、年度によって変更されることがあります。

[問い合わせ先 各保健福祉センターこども家庭課]

(2) 母子及び父子家庭等医療費助成

母子家庭の母と児童（18歳に達した年度末まで対象・以下同じ）、父子家庭の父と児童、および両親のいない児童・その児童を養育している方（配偶者がいない場合）が、診療を受けた場合に、保険診療の範囲内で自己負担額を助成します。

ただし、所得制限(児童扶養手当と同じ)があります。

[問い合わせ先 各保健福祉センターこども家庭課]

(3) 母子父子寡婦福祉資金貸付

母子家庭、父子家庭及び寡婦の方の経済的自立を支援するため、各種資金の貸付けを無利子または低利で行っています。

- 貸付資金 事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金

[問い合わせ先 各保健福祉センターこども家庭課]

(4) JR通勤定期乗車券特別割引制度

児童扶養手当を受けている方、およびその家族の方が、JRの通勤定期乗車券を購入する場合、割引制度が適用されます。

[問い合わせ先 各保健福祉センターこども家庭課]

2 交通遺児等への支援

(1) 交通事故などにより、親や親に代わる者を失った児童等に対し、各種手当・見舞金などを支給します。申請に必要な書類など、くわしくはお問い合わせください。

制度の種類	対象	助成の内容	問い合わせ
交通遺児見舞金	交通事故などで、親または親に代わる者を失った18歳未満の児童、およびその世帯	一世帯 100,000 円を支給。 遺児が2人以上いる世帯は、1人につき 50,000 円を加算	千葉市 社会福祉協議会 電話 209-8867
交通遺児勉学奨励金		小・中学校入学時に、30,000 円を支給	
交通遺児激励金		中学校・高等学校卒業時に、60,000 円を支給	
交通遺児入学祝金		小・中学校入学時に、10,000 円を支給	
交通遺児歳末慰問金		小・中学校在学中、毎年12月に5,000円を支給	

(2) 遺児等のグリーフケア事業

児童の父又は母等が死亡し、又は障害の状態になった場合等において、遺族等が悲しみや喪失感から立ち直るための支援として、専門機関によるカウンセリングを無料で受けることができます。

[問い合わせ先 子ども家庭支援課]

3 相談

(1) 千葉市配偶者暴力相談支援センター

配偶者等からの暴力に悩んでいる方からの相談に応じています。

○相談専用電話 245-5110

○相談時間 月～金曜日 (祝日、年末年始除く)

9:00～16:00

[問い合わせ先 子ども家庭支援課]

(2) 婦人相談員

女性の抱えるさまざまな悩みや問題について、広く相談に応じています。

相談窓口	電話番号	受付時間
中央保健福祉センター子ども家庭課	221-2149	月～金曜日 (祝日、年末年始除く) 9:00～16:30
花見川保健福祉センター子ども家庭課	275-6421	
稲毛保健福祉センター子ども家庭課	284-6137	
若葉保健福祉センター子ども家庭課	233-8150	
緑保健福祉センター子ども家庭課	292-8137	
美浜保健福祉センター子ども家庭課	270-3150	

(3) 母子・父子自立支援員

母子家庭、父子家庭や寡婦の方を対象に、お子さんや家庭、福祉資金の貸付のことなどについて相談に応じ、自立へのお手伝いをします。

[問い合わせ先 各保健福祉センターこども家庭課]

(4) 母子家庭等就業・自立支援センター

ひとり親家庭の母及び父の就業と自立を支援するため、専門の相談員が就労相談に応じるほか、児童扶養手当受給者等に対して、ハローワークと連携した就業支援を行っています。

また、就業に役立つ講座の受講や資格取得のための給付金についての相談も受け付けています。

母子家庭等就業・自立支援センター窓口	電話番号	相談日	受付時間
中央保健福祉センターこども家庭課	221-2558	月・火・水・金曜日	9:30～16:30 (祝日、年末年始除く)
花見川保健福祉センターこども家庭課	275-6445	月・火・水・金曜日	
稲毛保健福祉センターこども家庭課	284-6139	月・水・木・金曜日	
若葉保健福祉センターこども家庭課	233-8152	月・水・木・金曜日	
緑保健福祉センターこども家庭課	292-8139	月・火・木・金曜日	
美浜保健福祉センターこども家庭課	270-3153	月・火・木・金曜日	

(5) ひとり親家庭土日・夜間相談電話

平日や昼間に育児や生活一般に関することなどを相談する時間がない方のために、相談員が電話でお話をうかがいます。

○相談日時 土日、祝日 9:00～18:00
月～金曜日 18:00～21:00

○電話番号 234-3366

[問い合わせ先 旭ヶ丘母子ホーム]

(6) 弁護士による養育費相談

離婚に伴う子どもの養育費などについて、弁護士による無料相談を実施しています。相談日程についてはお問い合わせください。

[問い合わせ先 こども家庭支援課]

4 その他

(1) 千葉市母子寡婦福祉会

同じような境遇にある母子・父子家庭または寡婦の方が相互に励まし合うことを目的に、様々な活動を行っています。家庭生活支援員の派遣のほか、千葉市母子寡婦福祉大会・生活支援講習会等の講座・イベントの開催、ひとり親家庭の電話相談などを実施しています。会員は随時、募集しています。

[問い合わせ先 千葉市母子寡婦福祉会 電話 261-9156]

(2) ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子・父子家庭または寡婦の方が、就労や、就学・疾病などの理由により、一時的に日常生活のお

世話やお子さんの保育が必要なときに、家庭生活員を派遣します。

[問い合わせ先 こども家庭支援課、千葉市母子寡婦福祉会 電話 261-9156]

(3) 母子生活支援施設

配偶者のいない女性、またはこれに準ずる事情にある女性、およびその者の監護すべき児童を入所させ保護するとともに、自立の促進のための生活を支援します。また、退所した後も、相談その他の援助を行います。

[問い合わせ先 各保健福祉センターこども家庭課]

(4) 母子の緊急一時保護

緊急的に保護が必要な母子を、市内の施設で一定期間（原則7日間）保護します。

[問い合わせ先 各保健福祉センターこども家庭課]

(5) 千葉県女性サポートセンター

夫や恋人からの暴力に悩んでいる方からの相談をはじめ、女性の抱える様々な悩みや問題について、広く相談に応じています。

○相談専用電話 206-8002（女性専用）

○相談時間 365日24時間

[問い合わせ先 千葉県女性サポートセンター]

(6) 千葉市男女共同参画センター

男女の別なく個人として尊重され、お互いに対等な立場であらゆる分野に参画する機会が確保され、責任を分かちあう男女共同参画社会形成のための拠点施設です。千葉市ハーモニープラザ内にあります。

①事業内容

調査・研究事業、情報収集提供事業、相談事業、研修・学習事業、交流啓発事業

②利用時間

火～土曜日 9:00～21:00

日曜日 9:00～17:15

③休館日

月曜日、祝日、年末年始

[問い合わせ先 男女共同参画課、男女共同参画センター 電話 209-8771]